

## 青森大学施設整備将来計画委員会規程

(目的・設置)

第1条 青森大学(以下「本学」という。)の中長期計画を適切に推進していくために必要な施設整備の中長期計画について審議するため、本学に施設整備将来計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本学の中長期計画を踏まえ、校舎、研究棟、図書館、体育館、グラウンドその他本学の教育研究等の実施を円滑に行うために必要な施設整備について、今後10年程度を展望し、当面、5年間において整備すべき施設に関する計画を策定するための審議を行う。

(留意事項)

第3条 前項の審議に当たり、委員会は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 耐震基準に適合するための改修の緊要度
- (2) 教育研究活動等の充実のための講義室、演習室、実習室、研究室等の整備
- (3) 学生の利便性の向上等のための集会室、自習室等の整備
- (4) 部活動の充実等のための体育施設、グラウンド等の整備
- (5) 地域との交流等のためのラウンジ等の整備
- (6) その他施設整備に関し緊要度の高い事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 学部長、教務部長、学生部長、図書館長
- (5) 附属総合研究所長、オープンカレッジ所長、地域貢献センター長
- (6) 事務局長、総務課長、教務・学生課長、学術研究交流課長
- (7) 各学部から学長が指名する2名以内の教員

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、澁谷副学長をもって充てる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務局が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるものの他、委員会の運営等に必要な事項は、委員会が別に定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、委員会が審議し、学長が行う。

附則

この規程は、平成29年7月10日から施行する。